○北海道国立大学機構個人番号及び特定個人情報保護規程(令和4年度機構規程第36号)

第7条に規定する個人番号関係事務取扱担当者の範囲等

令和4年4月1日

総括保護責任者決定

第一　北海道国立大学機構個人番号及び特定個人情報保護規程（令和4年度機構規程第36号）第7条に規定する個人番号関係事務取扱担当者の範囲及び当該事務に従事する職員等を以下の通り定める。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保護責任者、事務取扱担当者の範囲 | 対象事務 | 特定個人情報等を取り扱う事務 |
| 【機構事務局】  （保護責任者）  総務課長  （事務取扱担当者）  総務課人事第一係及び  人事第二係  【大学】  （保護責任者）  企画総務課長  （事務取扱担当者）  企画総務課人事係 | 職員（扶養親族を含む）に係る個人番号関係事務（右記に関連する事務を含む。） | 源泉徴収関連事務 |
| 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄関連事務 |
| 健康保険、厚生年金関連事務 |
| 共済組合関連事務 |
| 国民年金第3号届出関連事務 |
| 雇用保険、労災保険関連事務 |
| 【機構事務局】  （保護責任者）  経理課長  （事務取扱担当者）  経理第一係 | 職員以外の個人に係る個人番号関係事務（右記に関連する事務を含む。） | 源泉徴収関連事務  各種支払調書作成関連事務 |

第二　事務取扱担当者の指名及び取扱事務の範囲の指定は、保護責任者が行い、総括保護責任者に報告する。